

## 新型コロナワクチン

# 4回目接種のお知らせ

国から新型コロナワクチンの追加（4回目）接種を実施する方針が示されました。

掲載内容は5月18日時点のものです。新たな情報がわかり次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。

### 対象者

新型コロナウィルスワクチンの3回目接種を完了してから5か月以上が経過した

- ① 4回目接種日時点で60歳以上の人
- ② 18歳～59歳の基礎疾患を有する人など重症化リスクが高いと医師が認める人

※①に該当する人は、接種券発行に関する届け出は不要です。3回目接種から5か月経過後に接種券を発送します。ただし、田川市以外の自治体が発行した接種券で3回目接種を完了した後に田川市に転入した人は手続きが必要ですので問い合わせください。

※②に該当する人は、接種券発行に関する届け出が必要です。

### 基礎疾患の範囲 A～C

**A：次の病気や状態の人で  
通院や入院をしている人**

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病（肝硬変など）
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病や他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
- ・免疫機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- ・染色体異常
- ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

**B：BMIが30以上の人**

**C：新型コロナウイルスに感染した場合の重症化  
リスクが高いと医師に認められた人**

### 届出方法

ホームページに掲載またはワクチン接種対策室で配布する届出書に必要事項を記入のうえ、メールまたはFAX、郵送、持参により提出してください。

なお、接種券は届け出に基づいて発行しますが、接種するときに実施する医師の予診で基礎疾患などを有すると認められない場合は、接種できないことがあります。申請する前に入院・通院している病院のかかりつけ医に確認・相談のうえ申請してください。



【問い合わせ】

保健福祉課新型コロナウイルス  
ワクチン接種対策室

☎ 85-7185・☎ 44-2000（内線 542・543）

### ワクチン接種は任意です

国は、18歳から59歳までの基礎疾患を有するなど重症化リスクが高い人に対する4回目接種については、努力義務を適用しないことが適当であるとの方針を示しています。

感染症予防の効果と副反応のリスクの両方について正しい知識を得たうえで、かかりつけ医に相談して接種の判断をお願いします。また、周りの人たちに接種を強制したり、接種していない人差別したりすることがあってはなりません。

ワクチン接種について不安などがあるときは、かかりつけ医などに相談してください。

### 新型コロナ感染後でもワクチン接種は可能です

新型コロナウイルスに感染した直後は抗体を保有しているため、体調が回復してから3か月間後のワクチン接種を目安としています。ただし、体調回復後に本人が希望する場合は、目安の接種間隔に関係なく接種可能です。ワクチン接種を希望する場合は、まずはかかりつけ医に相談してください。

